政令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百五十九号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「第三十四条第十二号」を「第三十四条第八号」に改め、「初等中等教育」の下に「（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三十号中「視聴覚教育メディアの利用」を「視聴覚教育」に改める。

第五条第六号中「（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第二十八号を第二十九号とし、第二十一号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十号中「（総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条第十九号中「視聴覚教育メディアの利用」を「視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）」に改め、「（高等教育局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二十号とし、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

第六条第一項第七号中「補導」の下に「（生徒の奨学にあっては、専修学校の専門課程の生徒に係るものに限る。）」を加える。

第七条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

第七条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。第五十六条第八号において同じ。）をもたらす可能性のある研究開発を推進する観点からの文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発の実施の調整に関すること。

第七条第二十三号を次のように改める。

二十三　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。

第七条中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三十一号中「及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」を削り、同号を同条第三十号とする。

第八条第八号を次のように改める。

八　国立研究開発法人科学技術振興機構の行う国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

第八条第十二号を次のように改める。

十二　基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

第八条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条第十五号中「医学的利用」を「利用」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

第八条第二十号中「国立研究開発法人物質・材料研究機構」の下に「、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」を加える。

第三十条第十号中「視聴覚教育メディアの利用」を「視聴覚教育」に改める。

第三十二条中「情報教育・外国語教育課」を「修学支援・教材課」に改める。

第三十三条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　地方公務員である教育関係職員の任免その他の身分取扱い（給与を除く。）に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）。

第三十四条第二号中「任免」及び「その他の身分取扱い」を削り、「これらの制度の」を「その」に改め、「（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同条に次の二号を加える。

九　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十　教育関係職員その他の関係者に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第三十五条第一号中「教育課程」の下に「（中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校及び中等教育学校における産業教育（第四十二条において単に「産業教育」という。）に係るものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「並びに他課及び参事官」を「及び他課」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「他課及び参事官」を「幼児教育課及び特別支援教育課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

七　学校教育における視聴覚教育（大学及び高等専門学校におけるものを除く。）に関すること（修学支援・教材課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六条第二号を削り、同条第三号中「、進路指導及び入学者選抜」を「及び進路指導」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「、進路指導及び入学者選抜」を「及び進路指導」に改め、同号を同条第三号とする。

第三十七条第六号及び第七号中「特別支援教育課及び健康教育・食育課」を「他課」に改める。

第三十八条第一号中「という。）」の下に「並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における障害者に関する理解を深めるための教育（以下この条において「障害者理解教育」という。）」を加え、「並びに財務課及び健康教育・食育課」を「及び他課」に改め、同条第四号中「（総合教育政策局及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五号及び第六号中「特別支援教育」の下に「及び障害者理解教育」を加え、「健康教育・食育課」を「他課」に改める。